

第 4 1 回太田市都市計画審議会 議事録

開催日時	令和 7 年 2 月 4 日（火）午後 2 時 0 0 分から午後 2 時 3 0 分
開催場所	太田市役所 議会棟 4 階 常任委員会室
出席委員	加藤正己委員、新井洋子委員、湯沢昭委員、高田靖委員、前田純也委員、木村浩明委員、高木きよし委員、矢部伸幸委員、本木秀典委員、増田一郎委員（代理出席 関川次長）、青木修委員（代理出席 山口交通官）、箱田美紀委員、中村芳恵委員、野口晃委員
欠席委員	稲塚祐輔委員、長島佳男委員
事務局出席者	都市政策部 田村部長、富島副部長 都市計画課 石崎課長、久保田課長補佐、塚本係長代理、齋藤主任 木内主事
議案担当課	市街地整備課 八木田課長、川口課長補佐、高橋主任
議案	議案第 1 号 太田都市計画飛行場跡土地地区画整理事業の変更について
事務局 (塚本係長代理)	只今より第 4 1 回太田市都市計画審議会を開会いたします。進行を務めさせていただきます、都市計画課の塚本と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 なお、本日の会議は、議事録作成のため録音させていただきますが、これからの発言につきましては、前にありますマイクのボタンを「マイクオン」にして、緑のランプが点灯した状態で発言していただき、発言が終わりましたら、スイッチをもう一度押していただき、オフにするようお願いいたします。 本審議会につきましては、太田市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項に「委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない」と規定されておりますが、本日は 1 6 名の委員のうち 1 4 名がご出席いただいておりますので、本審議会は成立していることをご報告させていただきます。
事務局 (塚本係長代理)	ここで、事務局の紹介をさせていただきたいと思います。 太田市都市政策部長の田村です。 同じく都市政策部副部長の富島です。 都市計画課長の石崎です。 都市計画課の久保田です。 同じく齋藤です。 同じく木内です。 どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 (塚本係長代理)	続きまして、太田市都市計画審議会の会長であります、湯沢会長よりご挨拶をいただきたいと思います。湯沢会長よろしく願いいたします。
湯沢会長	みなさんこんにちは。 昨日は立春ですね。立春を過ぎたら突然大きな寒波が来てしまいました。北海道から特に北陸地方が大雪ということで、交通にも影響が出ていると伺っております。 群馬県でも7、8年前に大雪が降ってですね、前橋市でも一週間くらい交通も影響を受けたと思います。北国含めて大雪ですけども、太田市は全く雪が降らないと、冬では少し寂しいですけども、降らないほうがいいのかと思います。 今日ご審議記いただく案件は、隣の大泉町と太田市の境界にある場所の土地区画整理事業のことですけども、かなり古い事業の案件ではないのかなと思います。慎重なるご審議をいただければなと思います。
事務局 (塚本係長代理)	ありがとうございました。引き続きまして議長の指名でございますが、議長の指名につきましては、太田市都市計画審議会条例第5条第2項の規定に基づきまして、会長が議長になることを定めておりますので、会長に議長をお願いしたいと思います。 湯沢会長、よろしく願いいたします。
湯沢議長	それでは指名ということですので、しばらくの間議長を務めさせていただきます。本日の議事日程につきましてはお手元の日程の順序で会議を進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。 日程第3の会期の決定につきましては、太田市都市計画審議会の条例規則第5条第1項に基づきましてお諮りをさせていただきます。本会議の会期は本日1日ということによろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
湯沢議長	ありがとうございます。異議なしと認めまして、本会議の会期は本日1日と決定させていただきます。 次に議事録署名人を私の方から指名をさせていただきます。議席番号1番加藤正己委員、議席番号3番新井洋子委員を指名させていただきますのでよろしく願いいたします。 それから、審議会は公開ということになっておりますけども、公開するか否かにつきましてはご検討をお願いしたいと思います。 事務局からの説明をよろしく願いいたします。

事務局 (久保田課長補佐)	はい。本日上程の議案につきましては、非公開とするような情報は含まれていないものと判断いたします。 よって太田市都市計画審議会条例施行規則第7条に基づきまして、公開とすることを提案させていただきます。審議会の公開につきましては以上となります。
湯沢議長	今事務局から説明がありましたけども本議案につきましては、公開とし、傍聴を認めるということによろしいでしょうか。
	(異議なしの声)
湯沢議長	はい、ありがとうございます。異議なしとし、傍聴を認めるということにさせていただきたいと思います。本日、傍聴者はいらっしゃいますか。
事務局 (久保田課長補佐)	はい。本日の傍聴者はございません。
湯沢議長	はい、ありがとうございます。傍聴者なしということですので、次の日程に移らせていただきたいと思います。 日程第5議事に入ります。それでは初めに、議案第1号「太田都市計画飛行場跡土地地区画整理事業の変更について」を担当課より説明していただきたいと思います。
市街地整備課 (八木田課長)	太田市都市政策部市街地整備課の八木田でございます。よろしくお願いいたします。 それでは、「議案第1号 太田都市計画飛行場跡土地地区画整理事業の変更」について説明させていただきます。説明は着座にてさせていただきます。失礼いたします。初めに議案内容を朗読いたしまして、その後内容の確認をさせていただきたいと思います。議案書の1ページをご覧ください。 議案第1号 太田都市計画飛行場跡土地地区画整理事業の変更<太田市決定>太田都市計画飛行場跡土地地区画整理事業を別紙のとおり変更する。令和7年2月4日提出 太田市長 清水聖義

市街地整備課
(八木田課長)

それでは説明いたします。まずは、一般的な土地区画整理事業の説明をさせていただきます。「別添資料」と書かれた資料をご覧ください。土地区画整理事業は、「健全な市街地の造成を図り、もって公共の福祉の増進に資すること」を目的とし、道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業です。道路等の公共施設が不足している区域において、地権者から少しずつ土地を提供していただき、地権者ごとに新たな土地を割り当て、必要であれば建物等の移転補償を行った上で、道路や公園などの公共施設や宅地の整備を行います。併せて、提供していただいた土地で保留地を生み出し、第三者に売却することによって事業費に充てます。地権者からすると、もともと所有していた土地に比べ面積は小さくなるものの、道路や公園が整備され土地の形がきれいに整うことにより、もともとの土地よりも利用価値の高い宅地を得ることができます。

それでは、議案書の2ページをご覧ください。こちらは、太田都市計画飛行場跡土地区画整理事業の変更についての計画書であり、変更前および変更後の都市計画の内容が表示されています。今回変更する都市計画の名称は「太田都市計画飛行場跡土地区画整理事業」、全体面積は約132.9haであり、うち太田市分44.0ha、大泉町分88.9haです。

変更内容は、当該都市計画事業の廃止となっておりますので、変更後は「なし」となっております。

議案書の3ページをご覧ください。太田都市計画飛行場跡土地区画整理事業は、昭和35年4月30日付「首都圏市街地開発区域」の指定に基づき、土地区画整理事業を実施して工業団地を造成し工場の誘致を図り、併せて公園緑地を設け健全な都市の発展を図ることを目的とし、昭和36年3月25日に都市計画決定されました。その後、昭和61年11月9日に施行区域を一部変更、現在の都市計画区域となっております。

決定当時、本地区は太田市・大泉町の行政区域にまたがり市町村界が判然とせず、かつ国有地・民有地が入り乱れていたため、土地区画整理事業を施行し国有地・民有地の整理を行った上で、工業団地の誘致を行う予定でした。しかし、交換分合方式、これは分散している土地を形状や地番を変えずにまとめることなのですけども、この方式により国有地・民有地が整理され、区域全体で工業団地の誘致及び公園の整備が行われたため、土地区画整理事業は現時点で未施行となっております。

現在、本地区の大半が民間の所有地で工業用地として利用されており、太田市運動公園等公園緑地も整備されております。また、東毛幹線等区域内の主要な都市計画道路、一級河川休泊川等の公共施設は他事業により整備が進められており、土地区画整理事業の当初目的を達成できることから、本地区の土地区画整理事業を廃止するものです。

議案書の4ページをご覧ください。こちらは総括図となります。黒の点線が太田市と大泉町の行政界、やまぶき色で囲まれている部分が土地区画整理事業の計画区域となっており、今回は区域全体の都市計画決定

市街地整備課 (八木田課長)	廃止となります。 続きまして、議案書の５ページと６ページをご覧ください。こちらは計画図となります。黒の点線が太田市と大泉町の行政界、やまぶき色で囲まれている部分が土地区画整理事業の計画区域となっており、５ページが太田市分、６ページが大泉町分となります。 議案第１号の内容説明は以上でございますが、最後に当該案件に係る住民意見反映措置の結果を口頭によりご報告させていただきます。まず、当該都市計画決定原案にかかる公聴会を実施すべく、原案の閲覧及び公述希望者の募集を、令和６年１０月１７日から１０月３１日まで実施しました。その結果、閲覧者及び公述希望者はありませんでした。そのため、令和６年１１月１１日に予定されていた当該案件にかかる公聴会は中止とさせていただきます。また、当該都市計画決定原案の縦覧につきましても、令和６年１２月１０日から１２月２４日まで実施いたしましたところ、縦覧者はなく、意見書の提出はございませんでした。 議案第１号についての説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
湯沢議長	ありがとうございました。担当課より議案第１号「太田都市計画飛行場跡土地区画整理事業の変更について」の説明がありました。土地区画整理事業というのは、区域に対して法律的な規制がかかるわけですが、今回の変更はそうした制限を外すということでもありますし、またそうしたものを外しても影響がないということでもあります。ご意見或いはご質問がありましたら挙手をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。
高木委員	はい。はじめに、今回廃止される区画整理地内に都市計画道路、東別所坂田線、飯塚西新町線、いわゆるラフィエット通りが含まれていますが、これら都市計画道路については現状の都市計画に変更はないという理解でよろしいでしょうか
市街地整備課 (八木田課長)	はい。区画整理事業が廃止となりましても、都市計画道路としての位置づけに変更はございませんので、そちらの事業としてそのまま継続して行われる形となります。
高木委員	次に、本件区画整理事業区域内の都市計画道路東別所坂田線は現在車道が二車線両側歩道の道路構成です。都市計画図を参照すると、東別所坂田線は幅員が２５ｍになっていて、車道は４車線の道路構成になると考えられます。当局のご説明をお願いいたします。

都市計画課 (石崎課長)	ご質問の件ですが、東別所坂田線については、現在、整備に向けて大泉町、SUBARU、太田市とで協議を進めているところでございます。今年度は両市町ともに概略設計を行っているところでございまして、4車線、幅員25mの整備に向けて事業担当課のほうで整備を進めていると聞いております。よろしくお願いします。
高木委員	そうしますと、起終点で言いますと、北側の運動公園の入り口のところが4車線になっていますから、そこから大泉町に向かっていわゆる東毛幹線、こちらは4車線ですので、起終点までは4車線同士で繋がるということになると思います。 そこで質問なのですが、都市計画道路東別所坂田線が完成しますと、連続するラフィエット通りの都市計画道路、飯塚西新町線は現在車道2車線と両側歩道の道路構成ですので、車線の減少となって渋滞の要因であります道路のボトルネックという形状になってしまいます。現在でも交通量が多いラフィエット通りは渋滞路線の一つです。本市の東西方向の都市計画道路であります幹線道路の見直しについてご所見をお伺いいたします。
都市計画課 (石崎課長)	幹線道路、都市計画道路全体の見直しについては、令和2年6月に、主に廃止を目的として見直しを行っておりまして、今手続きを進めているところです。一方、委員のおっしゃる通りで、将来的、広域的観点から、拡幅ということも含めて都市計画道路の見直し、またその検討をしていくことも課題だと考えておりますのでよろしくお願いいたします。
湯沢議長	その他ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。
湯沢議長	特にご質疑ないようですのでお諮りをさせていただきます。 議案第1号「太田都市計画第一種市街地再開発事業の変更について」につきまして、この計画案に異存なしとする方の挙手を、賛成の方の挙手をお願いしたいと思います。
	(全員挙手)
湯沢議長	はい。全員賛成ということで異存なしとすることに決定をさせていただきます。傍聴人はいないので、以上をもちまして、今日の審議内容をすべて終了させていただきますので、あとは事務局のほうで進行よろしくお願いします。
事務局 (塚本係長代理)	湯沢議長におかれましては、円滑に議事を運営していただき、ありがとうございました。 また、委員の皆様には、慎重なご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。 ただいまご審議いただきました案件につきましては、いただいたご意見等を参考に事務を進めて参りたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。 以上をもちまして、本日の審議会の全日程を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。